

2025 年 10 月 27 日

連絡先:

金杜法律事務所上海オフィス

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)

中国上海市徐汇区淮海中路 999 号

上海環貿広場 1 期 17F

malirong@cn.kwm.com

D: +86 21 2412 6126 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

国家知識産権局、2025 年 8 月の定例記者会見を開催

2025 年 8 月 26 日、国家知識産権局は記者会見を開き、保護と運用の強化、イノベーション発展の擁護、西部の知的財産権推進モデル省の建設加速に関連する陝西省の状況について紹介するとともに、記者の質問に答えた ([参照リンクはこちら](#))。その主な内容は以下のとおりである。

- 過去 1 年間において、国家知識産権局と西部の各省（区、市）は、地域発展の位置付けと資源保有条件とを結びつけて、「一省一政策（省ごとの政策）」により知的財産権推進省の建設を推進し、新たな成果を収めてきた。今年 6 月までに、西部地域の有効な発明専利数は 53 万 1000 件に達し、有効な登録商標数は 700 万 6000 件に達し、地理的表示の製品は累計で 978 件認定され、地理的表示で登録された団体商標と証明商標が 2399 件認められ、これらの件数はいずれも着実な増加を維持している。このことは西部地域のイノベーション能力の継続的な向上を十分に示すものであり、中国の知的財産権事業の質の高い発展の重要な一部となっている。
- 知的財産権金融の面では、陝西省は専利の産業化と知的財産権の証券化を積極的に推進している。また、資本市場を有効利用して専利産業化の潜在力を高め、技術系企業の上場を促進している。省内では科創板（訳注：上海証券取引所のハイテク向け市場）に上場した企業が合計 15 社あり、国家の複数レベルの資本市場重要改革パイロット事業

の全てにおいて第一陣として選考された企業を有する 5 つの省の一つとなっている。2024 年、省内で 1,000 件以上の知的財産権を保有する A 株上場企業は 5 社、100 件以上の知的財産権を保有する上場企業は 29 社となり、35%を占めている。専利の優位性を持つ「専精特新」（訳注：専門化、精細化、特色化、新規化の特徴を有すること）な「小さな巨人」と、単一チャンピオン企業（訳注：中国政府の工業情報化部が定義したもので、長期間にわたり製造業の特定の細分化された製品市場に注力し、生産技術または製造プロセスが国際的にトップレベルであり、単一製品の市場占有率が世界トップクラスに位置する企業を指す）を省レベルの上場予備軍企業リソースライブラリに含めることを支持し、省レベルの上場予備軍企業 520 社を公表した。2024 年、西北地域では初となる知的財産証券化商品が深圳証券取引所で発行され、2 期の商品発行により 22 社が 1 億 6700 万元を調達した。2025 年には、深圳証券取引所で 1 億元規模の知的財産権資産担保証券が発行され、中西部地域では初の、「専精特新」な中小企業がサポートする知的財産権資産担保証券となった。



国家知識産権局、『「ダブル五つ星」専利の商用化・運用の重点的な推進と一連の専利産業化プロジェクトの実施加速に関する通知』を発表

2025 年 8 月 11 日、国家知識産権局は、『「ダブル五つ星」専利の商用化・運用の重点的な推進と一連の専利産業化プロジェクトの実施加速に関する通知』（以下『通知』、[参照リンクはこちら](#)）を発表した。『通知』は、目標任務、作業方法、関連要求などの面から、大学や研究機関における既存専利の商用化・マッチングをさらに加速し推進することを目的としており、その具体的な内容は以下のとおりである。

- 目標任務：「ダブル五つ星」専利とは、大学や研究機関の既存専利活用システムにおいて、大学や研究機関による自己評価で五つ星であり、かつ 1 社以上の企業による他者評価で五つ星である専利を指す。各地域は、地域の産業発展の実態を踏まえ、力と資源を集中させ、政策・資金・サービスなどのリソースを優先的に組み合わせて、「ダブル五つ星」専利のデータマイニング、マッチングの推奨、商用化の実施を重点的に支援し、大学や研究機関における既存専利活用作業を適切に推進することが必要である。
- 作業方法：「ダブル五つ星」専利データを適時ダウンロードし、「ダブル五つ星」専利の分類・プロモーションを組織し、「ダブル五つ星」専利に重点を置いた一連の商用化活動を展開し、人工知能大規模モデル技術による「ダブル五つ星」専利の商用化効率向上を模索する。
- 関連要件：第一に、組織のリーダーシップを強化する。各省レベルの知的財産権局は、データの安全性を確保することを前提に、「ダブル五つ星」専利の分析、普及、産業化などの一連の作業を組織する必要

がある。第二に、追跡と監視を適時行う。各省レベルの知的財産権局は、「ダブル五つ星」専利のマッチングおよび商用化・運用の状況を監視する必要がある。第三に、総括と宣伝を遂行する。各省レベルの知的財産権局は、「ダブル五つ星」専利の商用化・運用作業の成果を全面的に整理し、有益な経験と適切な方法を抽出し、模倣と普及が可能な典型的な事例と有効なモデルを形成する必要がある。

事例

最高人民法院の知的財産法廷：被疑侵害の技術的解決手段を実際に主導し決定した主体は、被疑侵害品の製造者に該当する

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は、煙台市の製冷設備有限公司（以下、「A社」）が濰坊市の食品有限公司（以下、「B社」）、栄成市の冷凍設備有限公司（以下、「C社」）、崔氏を訴えた発明専利権侵害紛争事件に対し二審判決を下した。最高院は、青島中級人民法院の一審判決を取り消し、C社に対し、侵害行為を直ちに停止し、45万円の経済的損失と5万円の合理的費用をA社に賠償するよう命じた。

A社は、専利番号 ZL201410024785.6、名称「低温冷媒交換ステーションに基づく冷凍システム」（以下、「本件専利」）の権利者である。A社は、B社が使用する被疑侵害品が本件専利権を侵害しており、また、被疑侵害品の製造・販売・販売の申し出がC社によって行われていると考え、一審裁判所に訴訟を提起した。訴訟においてA社は、B社に使用行為の停止を命じ、C社に製造・販売・販売の申し出行為の停止と500万円の経済的損失および5万円の合理的費用の賠償を命じ、崔氏にC社の唯一の株主として連帯責任を負うことを命じるよう求めた。

青島市中級人民法院は一審において、被疑侵害の技術的解決手段は請求項1の保護範囲に収まり、B社は被疑侵害品の所有者として、異なる会社から被疑侵害品の部品をそれぞれ購入し、部品供給業者またはその他の工事施工業者を組織して、最終的に被疑侵害品の建設作業を完了しており、このような行為は生産行為と認定すべきであり、B社は被疑侵害品を製造し使用したとの認識を示した。また、一審裁判所は、被疑侵害品の解体を命じることが社会資源の浪費につながる点を考慮し、B社に専利使用料の支払いのみを命じた。A社、B社は、いずれも一審判決を不服として上訴した。

最高院は二審において、被疑侵害品の製造者に関して、一般的には、専利の技術的解決手段を完全に再現した主体が、侵害品を直接製造した侵害責任を負うべきであるとし、以下のような認識を示した。異なる主体が提供する複数の部品からなる大型システムの場合、異なる部品が使用者の敷地内に搬入された後に取付と接続が行われたとしても、使用者が被疑侵害の

技術的解決手段の形成に実際に影響を及ぼしたり、それを主導したり、コントロールしたりしていない場合、当該使用者を被疑侵害品の製造者として認定するのは適切ではない。被疑侵害者は、被疑侵害品の製造を完了してはいないが、被疑侵害品の核心部分を製造または提供しており、被疑侵害の技術的解決手段の最終的な形成を積極的に主導し決定した。被疑侵害者は、専利法で意味する製造行為を実施しており、被疑侵害品の製造者であると認定できる。

本願において、本件専利権の請求項1が保護を請求する技術的解決手段は、主に冷凍圧縮機、冷却負荷、および冷媒交換ステーションの3つの部分からなる。このうち、冷凍圧縮機と低温負荷は、冷凍システムにおいて比較的良好に見られる部品であり、請求項1も冷凍圧縮機と低温負荷自体を特に限定してはいない。本件専利の発明目的を達成するための核心部品は冷媒交換ステーションである。提出された証拠と事実によれば、核心部品を含む冷媒交換ステーションおよび単体冷凍機をB社に提供し、また、B社に冷凍圧縮機の提供者を紹介し、被疑侵害の技術的解決手段の形成を主導したのはC社であり、C社が被疑侵害品の製造行為に対し責任を負うべきであると認定することができる。B社は、被疑侵害品の使用者として、被疑侵害品に対して技術上の要求を提示しておらず、また、被疑侵害の技術的解決手段の形成に影響を与えたり、それをコントロールしたり、そうした形成に参画したりしていない。このためB社は被疑侵害品の製造行為に対し責任を負うべきではない。

したがって最高院は二審で判決を覆し、C社に対し製造・販売行為の停止を命じた。A社が主張した被疑侵害品のうち「冷媒交換ステーション」を備えるのは1製品のみであるとA社が認めたため、最高院はC社に対し、45万円の経済的損失と5万円の合理的な権利維持費用の賠償を命じた。

二審の事件番号：（2023）最高法知民終373号 判決については[こちらのリンク](#)を参照されたい。

モデル的な意義

本件は、複数の主体がそれぞれ提供した複数の部品を組み合わせる被疑侵害品について、製造者をどのように認定するかに関わるものである。本件において最高院は、各当事者の立証状況を総合的に考慮し、被疑侵害品が、異なる主体から提供された複数の部品からなる大型システムである場合、被疑侵害品の核心的要素を製造または提供し、被疑侵害の技術的解決手段を積極的に主導・決定した被疑侵害者が被疑侵害品の製造者であることを確認し、侵害行為を効果的に停止させ、専利権者の合法的権益を保護した。また、被疑侵害品の部品を提供した異なる主体の責任を正確に認定するために、有益な検討が行われた。本件は、専利法で意味する製造行為の認定に関し参考となる。